

Ⅱ. 施策の大綱

施策の大綱及び施策の体系

将来都市像の実現に向けて、次の7つの基本目標を定めます。

I みんなの個性をいかす市民参画都市

II 誰もがいきいきと暮らせる健康福祉都市

III ふるさとを愛し思いやりとたくましさが育つ教育文化都市

IV 地域の暮らしを守る安全安心都市

V 自然と調和した環境共生都市

VI 未来を拓き躍動する産業交流都市

VII 親しみある簡素で開かれた地域経営都市

<施策>

⇒

<施策の分野>

1 参画と協働の推進

●市民参画●広報・広聴●コミュニティ

1 市民の暮らしを支える福祉の充実

●地域福祉●子育て支援●ひとり親家庭の自立支援●障がい者福祉●高齢者福祉●生活困窮者支援

2 健康づくりのための保健・医療の充実

●健康増進●地域医療●福祉医療

3 安心を確保する社会保障制度の啓発

●国民健康保険●国民年金

1 生きる力を培う教育の充実

●幼児期の教育●確かな学力●豊かな心●健やかな体●特別支援教育

2 命や人権を大切にする心の育成

●共生の心●生徒指導・教育相談●体験活動

3 安全安心で信頼される園・学校づくり

●学校の組織力●教職員の資質能力●学習環境●教育委員会機能

4 連携した教育の支援

●家庭の教育力●地域の教育力

5 生涯学習社会づくり

●社会教育・生涯学習●生涯スポーツ

6 創造性豊かな芸術・文化の振興

●芸術・文化●市史編さん●国際交流

7 個性を認めあえる人権の尊重

●人権教育・人権啓発●男女共同参画

1 総合的な安全体制づくり

●消防●救急●防災●防犯●交通安全

2 安心で平和な市民生活支援

●平和行政●消費生活

1 快適な生活環境の充実

●水道●ごみ処理●下水道●し尿処理●斎場

2 環境保全による共生と循環

●地球温暖化対策●地域環境の保全

3 安全で快適な都市基盤の整備

●土地利用●交通施設●公園・緑地●河川・港

湾●市営住宅●市街地整備●景観まちづくり

1 伝統的、先端的な産業の振興

●農業●水産業●工業●商業

2 勤労者対策の充実

●勤労者対策

3 地域資源を活かした観光の振興

●観光●地域交流

1 効率的な執行体制の整備

●行財政運営●組織・人事管理●事務管理

2 広域連携、情報化の円滑な推進

●広域行政●情報施策

第1章 みんなの個性をいかす市民参画都市

まちづくりの主役は一人ひとりの市民です。

市民、事業者、行政等が、それぞれの役割を理解し、相互の連携のもと、
一体となってまちづくりを進めます。

そのまちづくりを総合的に推進するため、行政情報の積極的な公開に努
め、わかりやすく開かれた市政運営を行います。

第1節 参画と協働の推進

1 市民参画

市民と行政が市政に関する情報を共有し、市民にみえる形での政策決定を行い、市政の透明性を高め、市が実施する政策・施策・事業において、計画策定・実施・検証・見直しの各過程に、市民が参画する機会を積極的に設定します。

また、地縁団体と行政が協働し、ボランティアやNPO等の活動を支援します。

2 広報・広聴

市民と行政がお互いの情報を共有し、双向のコミュニケーションをより高め、良好なパートナーシップを発揮した市民自治をめざし、広報誌をはじめ多様な手法で行政情報の積極的な公開・提供を行うとともに、効果的な広聴活動を通して市民ニーズを的確に把握し、適切に市政運営に反映していくことができる開かれた行政を市民とともに築きます。

3 コミュニティ

地縁団体や地域団体を通じて、地域でのコミュニティ形成や市民相互の連帯感の醸成に向けて、情報の共有化を図り、地域主体のまちづくりを進める環境づくりを推進します。

第2章 誰もがいきいきと暮らせる健康福祉都市

すべての市民が、住み慣れた地域のなかで、自分らしく、自立した生活を営むことができる社会を築くため、その基盤となる福祉・保健・医療に関する施策の一層の推進を図ります。安心して子どもを生み育てることができる環境を整備し、高齢者や障がいのある人など生活支援を必要とする人々が、いきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

また、自助、共助、公助の相互の連携をとりあい、地域社会が一体となるまちづくりを進めます。

第1節 市民の暮らしを支える福祉の充実

1 地域福祉

一人ひとりが個人としての尊厳を持ち、家庭や地域で安心した生活ができるよう^に地域福祉の取組みを推進します。地域を構成するすべての人々が主役となり、お互いを思いやる心をもちながら、支えあいや助けあうことができる「ぬくもりのまち」の実現をめざします。地域の生活課題に対応できる情報提供や担い手づくり・拠点づくりを図ります。

2 子育て支援

子どもたちが自己の可能性を最大限に発揮して育つことのできる環境づくりを推進します。また、家庭だけでなく、学校、地域、企業等社会全体が子育ての重要性を認識し、支えていく取組みを推進します。

子どもの最善の利益を第一に考え、一人のいじめも虐待もない社会、子どもが健やかに育つていける社会、孤独に悩む保護者を出さない社会、安心して子どもを生み、喜びや楽しみをもちながら子どもを育てられる社会の実現をめざします。

3 ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭が抱える問題を把握し、自立かつ安定した生活のなかで、安心して子育てができる環境をつくるため、関係機関と連携し、相談・情報提供体制の充実等、総合的な自立支援を図ります。

4 障がい者福祉

障がいのある人が社会の一員として、いっさいの差別を受けることなく人権が尊重され、自己選択と自己決定をもとに社会活動に参加、参画し、住み慣れた地域で自立した生活がおくれる社会の構築をめざします。「ノーマライゼーション※1」「リハビリテーション※2」「共生社会」の実現を基本理念とし、さらなる障がい者の「完全参加と平等」の実現、障がい者の自立をめざします。

※1 ノーマライゼーション

障がいのある人の人権を認め、取り巻いている環境を変えることにより、健常者と同様な生活が送れる社会をつくりあげていくこと。

※2 リハビリテーション

身体的、精神的、社会的に最も適した生活水準の達成を可能とすることによって、各人が自らの人生を変革していくための手段を提供していくことをめざし、かつ、時間を限定した過程であること。

5 高齢者福祉

高齢者が、住みなれた地域で安心して暮らしていくよう、健康の保持・増進と生活の安定を支援する環境づくりに取組みます。介護の質の充実を図るとともに、就労機会、社会的活動に参加する機会が得られ、社会を構成する重要な一員として尊重され、自立と連帶の精神に立脚した地域社会を整備します。持続可能な介護制度の構築に向けた取組みを図ります。

6 生活困窮者支援

社会保障制度、雇用対策の活用を促進し、自立意欲の向上と生活の安定を図ります。被保護者には生活保護制度の適正な運用に努めるとともに、生活困窮者は関係機関・民生委員と生活保護相談員、就労指導員との連携のもと、相談・指導体制を充実します。

第2節 健康づくりのための保健・医療の充実

1 健康増進

市民の健康づくりや疾病予防のため、年齢に応じた予防接種の実施や健康増進についての啓発と相談の充実を図ります。健やかな生活が維持できるように、食育や生活習慣病予防対策を推進します。受けやすい健康診査・検診体制づくりに努め、市民一人ひとりのライフサイクルステージ※1にあわせた地域保健活動を充実します。

2 地域医療

市民病院経営改革プランを推進し、安定した経営基盤の構築とともに、地域医療機関との連携を強化し医療環境整備に努めます。

また、東播磨医療圏の地域完結型医療をめざすとともに、安心して医療が受けられる1次救急医療※2の充実をはじめ、東播磨地域の中核病院として求められる2次救急医療※3の整備、医療機関相互のネットワークづくりなど、広域的な観点からの救急医療体制の整備にも努めます。

3 福祉医療

健康の保持と適切な医療の確保を図るため、高齢者、乳幼児等、障がい者、母子家庭等に対して、各種医療費助成を実施することにより、経済的支援を行い、保健の向上及び福祉の増進を図ります。

※1 ライフサイクルステージ

人間の一生をいくつかの段階に区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた各段階。

※2 1次救急医療

外来診療によって救急患者を担当する医療。

※3 2次救急医療

入院治療を必要とする重症救急患者を担当する医療。

第3節 安心を確保する社会保障制度の啓発

1 国民健康保険

国民健康保険制度の理解を深めるため、積極的な広報、啓発に努めます。制度の健全な運営のため、医療費の適正化や保険料の収納率の向上に努めるなど事業の安定化を図ります。

2 国民年金

国民年金被保険者については、適用対象者を的確に把握し、受給権確保を図ることが重要であり、加古川年金事務所と連携を図ります。

また、加入促進や制度周知のため、広報を充実し、知識の普及、啓発に努めます。

第3章 ふるさとを愛し思いやりとたくましさが育つ教育文化都市

人権尊重の理念に基づき、次世代を担う子ども達が変化の激しい社会のなかで生きていくために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の3つの資質能をバランスよく育む教育を推進するとともに、家庭・学校・地域が一体となって安心して学べる学校づくり・地域社会づくりを進めます。

また、市民の健康志向にこたえる生涯スポーツの振興、芸術・文化を通じ生きがいをもって生きることのできる生涯学習社会づくりを進めます。

第1節 生きる力を培う教育の充実

1 幼児期の教育

生活のなかで、幼児一人ひとりの興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、豊かな心情や物事に取組もうとする意欲、人とかかわろうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度、基本的な生活習慣など、「生きる力」の基礎を培う幼児教育を推進します。

2 確かな学力

学習指導要領に示す基礎的・基本的な知識や技能の習得に加え、知識・技能を活用する学習活動をすべての教科等において充実させ、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力や学習意欲を含めた、「確かな学力」を義務教育9年間のなかで向上させる取組みを推進します。

3 豊かな心

自他を愛し、自他の命を大切にする心、他人と協調しつつ自立的に社会生活を営む力、美しいものや自然に感動する心、公共心や責任感、勤労意欲、正義感や公正さを重んじる心など、教育活動全体のなかで「豊かな心」をさらに育む取組みを推進します。

4 健やかな体

運動の楽しさや喜びを体験させ、生涯にわたって運動・スポーツ活動に親しむ習慣や意欲、能力を育成し、体力の向上に取組みます。

また、心身の健康の保持のため、家庭・学校・地域が連携して、「食育」等生涯を通じて健康で安全な生活をおくるための基礎を培う教育を推進します。

5 特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒のライフサイクルを見通し適切な支援を行うために、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、主体的に生活、学習することができる力を幼稚園、小学校、中学校の全教育活動のなかで育成する教育を推進します。

また、特別支援教育への理解・啓発を図るとともに、人権教育の観点をふまえ、園校内や地域の人々との交流活動を積極的に推進します。

第2節 命や人権を大切にする心の育成

1 共生の心

学校の教育活動全体のなかで、人権について理性及び感性の両面から理解を深め、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことのできる子どもの育成を図ります。

また、互いの「違い」を「違い」として認めあい、多様な価値観を受容しながら、ともに生きる態度を育む教育を推進します。

2 生徒指導・教育相談

一人ひとりの児童生徒の内面的理解に努めるとともに、すべての教育活動を通して児童生徒の社会性を培い、自立心や自主性を育みます。

また、子どもの悩みや不安等を受け止める教育相談体制を整え、子どもの成長を支援します。

3 体験活動

児童生徒の発達段階に応じた体験活動を通して、自ら学び、考え、体得する教育を推進します。

第3節 安全安心で信頼される園・学校づくり

1 学校の組織力

園長・校長のリーダーシップのもと、教育活動に取組む協働体制を確立し、「チーム」として組織的に活動します。また、保護者や地域住民に教育活動に関する情報を積極的に提供し、地域とともに魅力ある幼稚園、**小学校、中学校**づくりを推進します。

2 教職員の資質能力

教職員としての使命感と高い倫理観を保持するとともに、豊かな人間性の涵養に努め、資質と実践的な指導力の向上に努めます。

3 学習環境

老朽化施設の改修、耐震補強事業を計画的に実施し、園児児童生徒の安全を確保するとともに、地域防災の拠点づくりを進め、良好な教育環境の構築を図ります。

また、就学援助や健康診断など、教育の円滑な実施を図るために環境を整えます。

4 教育委員会機能

教育関係の法改正が行われ教育委員会の責任体制の明確化が求められており、教育委員会の体制の充実を図るために、事務の管理、執行状況について教育委員会が自ら点検・評価し地域住民等に説明し、その説明責任を果たしながら事業活動の充実に努めます。

第4節 連携した教育の支援

1 家庭の教育力

子育て中の親に対し、きめ細やかな支援を行ったり、次世代の親の育成を図ったりする取組みを行うなど、家庭の教育力の向上を図る取組みを推進します。

2 地域の教育力

家庭・学校・地域が連携し、家庭や地域の教育力の向上を図り、社会全体で子どもたちの「生きる力」を育む環境づくりを推進します。

また、社会教育・生涯学習を支える人材の育成と情報提供の推進に努めます。

第5節 生涯学習社会づくり

1 社会教育・生涯学習

多様化、高度化する市民の学習要求にこたえる生涯学習の推進を図るため、家庭・学校・地域が連携を深め、多様で幅広い学習情報と学習機会の提供に努めます。市民の誰もが、いつでも自分の意思に基づいて自主的、主体的に取組むことのできる学習環境の充実を図り、社会教育施設等生涯学習基盤の整備を行うとともに、関係施設とのネットワーク化を進め、効率的な運営に努めます。

2 生涯スポーツ

健康の維持増進と心のふれあいを深め、市民のニーズにこたえられるスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。各スポーツ施設において、各種スポーツ団体の活動を活性化させるとともに、多世代型の地域スポーツクラブ活動の推進やニュースポーツを広く普及させ、市民が気軽に参加できる環境づくりを推進します。

第6節 創造性豊かな芸術・文化の振興

1 芸術・文化

伝統的、歴史的な郷土芸能や文化財は、市民の誇りであり財産です。それらの保護・保存・継承・活用に努めるとともに、それらを情報発信することにより、郷土に対する認識を深め、市民のふるさと意識を醸成します。また、新たな芸術・文化への挑戦や創造を支援し、芸術・文化の発展を図ります。

2 市史編さん

本市の歴史を正しく紐解き内外に発信していくため、市民の協力を得ながら市史を計画的に刊行し、本市の歴史や文化についてホームページ等で一層の普及に努めます。

また、歴史的資料の散逸を防ぐため、収集・保存・整理を継続的に行うとともに、これら歴史的資料については一般に公開するなど有効活用を図ります。

3 国際交流

地域の活性化と新たな文化を創造するため、異なった特性を持つ都市や共通課題を持つ都市との情報交換をはじめ、交流と協調を図り、まちの活力や魅力を高めます。

また、日常生活のあらゆる面で国際的なかかわりが増大するなか、市民の国際感覚の醸成や外国籍の人との相互理解を深めるため、多様な分野での交流などを推進するとともに、市民による国際理解学習の充実に努めます。

第7節 個性を認めあえる人権の尊重

1 人権教育・人権啓発

すべての人々の基本的人権を尊重し、人権という普遍的な文化の息づく社会を築くために、家庭、園・学校、地域社会などあらゆる場や機会を通して、様々な人権問題に対する人権教育・啓発を推進します。

2 男女共同参画

男女共同参画社会の形成に向けてさらなる意識啓発を推進し、男女平等はもとより、多様な生き方を尊重する地域社会を築きます。また、男女が個人として能力を発揮できる男女共同参画の実現に向けて環境を整備します。

第4章 地域の暮らしを守る安全安心都市

市民が安心な生活をおくるために、消防や救急、防災や防犯、交通安全を含めた諸施策を展開するとともに、食の安全・安心志向の向上等に伴う消費生活上の安全対策を実施します。

第1節 総合的な安全体制づくり

1 消防

かけがえのない生命や財産を不慮の災害から守るために、予防体制の充実や消防施設、消防車両の整備、通信指令体制の高度情報化など消防体制の強化を図るとともに、市民の防火意識の高揚に努めます。消防団員の確保を図るとともに、事業所等の消防団活動に対する理解と協力を求め、活動環境の整備を推進します。

2 救急

疾病構造の多様化、高齢化の進展等をふまえ、高規格救急車の整備と救急救命士の養成及び資質の向上に努めるとともに、市民に対し応急処置の普及・啓発を推進します。また、新たな救急事案に関する教育、二次感染防止対策の整備を進めるとともに、医療機関との密接な連携体制を強化し、救急救命体制の充実強化に努めます。

3 防災

災害から市民の生命、身体及び財産を守るとともに、災害による被害の軽減を図るため、地域の防災力を高めます。

また、防災拠点としての公共施設の整備や安全な避難体制の確立をはじめ、迅速な情報の提供、処理など防災体制の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

4 防犯

関係機関、関係団体、地域社会との連携により、防犯意識を普及、啓発しています。家庭、学校、地域での対話等を通じて、市民一人ひとりの社会道徳や防犯意識の高揚に努め、安全で安心なまちづくりを推進します。また、防犯灯の設置等、防犯環境の整備を推進します。

5 交通安全

交通事故などから市民の安全を守るとともに、交通の円滑化を図るため、歩道や自転車道のある道路整備や交通安全施設などの整備を進めます。「人優先」の交通安全思想を基本に、子どもから高齢者までに普及、啓発していくにつつ、来たる超高齢社会に対応した新たな施策を進めます。

第2節 安心で平和な市民生活支援

1 平和行政

「核兵器廃絶平和都市宣言」の精神に基づき、核兵器のない平和な社会の実現に向けて、市民とともに恒久平和への啓発を推進し、市民の平和意識の普及と高揚を図ります。

2 消費生活

関係機関や各種団体との連携により、消費者保護対策や消費者教育を推進します。多様化・複雑化する消費者問題への対応、被害の防止のための啓発を行い、相談体制の充実を図ります。

第5章 自然と調和した環境共生都市

市の自然、文化、歴史などの地域特性をふまえた土地利用構想に基づき、社会情勢変化に対応しつつ、都市基盤整備を推進するとともに、コンパクトな市域において利便性ある住みやすい生活環境づくりの実現をめざします。

また、地球規模の環境問題が生じているなか、進展する都市機能と自然との共存・共生を図り、持続可能な循環型の環境づくりや低炭素社会に向けた取組みを進めます。

第1節 快適な生活環境の充実

1 水道

安心しておいしく飲める水を供給することを第一と考え、安定的に水を供給できる体制整備を推進するとともに災害に強い施設整備に努めます。

また、事業の効率化、人材の育成、サービスの向上を図り事業運営基盤の強化に努めます。

2 ごみ処理

ごみの分別収集の徹底を図り、ごみの減量化を推進し、ごみ処理施設の性能維持、適切な補修の実施によるコストの低減化を図ります。

また、ごみ収集の効率化を図り、有料化を検討します。

3 下水道

快適な生活環境の確保、川・海などの公共用水域の水質保全のための汚水整備、浸水被害防止のための雨水整備を進めます。老朽化した管渠・ポンプ場・浄化センターの長寿命化計画を策定し、計画的な更新工事を実施し、施設の長寿命化を図ります。また、引き続き水洗化促進に努めます。

4 し尿処理

し尿収集体制を見直し、効率的なし尿の収集及び処理施設の適正な運営に努めます。また、一定期間下水道敷設が見込まれていない区域については、浄化槽の設置を推進し、水質環境の向上に努めます。

5 斎場

市民の利便性の向上を図るため、管理運営の見直しを行うとともに、施設の整備、充実を図ります。また、市有墓地については、台帳整備を行い、適正な管理に努めます。

第2節 環境保全による共生と循環

1 地球温暖化対策

地球規模の環境問題が生じているなか、循環型社会、低炭素社会をめざすため、リサイクル、省エネ・省資源等に関する意識の高揚に努めます。市民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を担い、相互に連携を図りながら環境負荷低減に努めます。

2 地域環境の保全

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の環境の状況について、監視・調査体制を整え、企業や事業所等の発生源対策を実施します。

第3節 安全で快適な都市基盤の整備

1 土地利用

持続可能な土地利用の実現をめざし、市の資源の保全・活用、田園集落等の環境整備、無秩序な開発や市街化の防止に努めます。市街化調整区域については、緑豊かで計画的なまちづくりが形成されるよう努めます。用途地域については、宅地造成の規制・誘導により、良好な都市環境を形成します。また、それぞれの地区の特性に応じた地区計画を推進します。

2 交通施設

市民生活や経済活動に不可欠な公共交通網については、鉄道交通とバス交通の充実に向けた取組みを推進します。また、幹線道路、生活道路の整備を計画的に進め、歩行者に配慮した空間の確保や緑化の推進に努めます。

3 公園・緑地

良好な景観の保全と創造に向け、市民にうるおいとやすらぎを与える緑化の推進を図るとともに、公園・緑地の整備・管理を推進するため、市と指定管理者等との連携強化を図ります。公園・緑地の拡充やリニューアルに努め、レクリエーションやふれあいの場を創出するとともに、安全性や防災性を向上します。

4 河川・港湾

臨海部の活性化に向け、河川・港湾を整備・活用し、沿岸域の利用を促進します。河川については、浸水対策を図り安全性確保のための整備を行うとともに、河川空間とまちの空間の融合を図る“かわまちづくり”を進めます。また、港湾と沿岸域を親水空間として活用し、市民や来訪者が憩える施設の整備を検討します。

5 市営住宅

市営住宅の整備に向け、高砂市公共賃貸住宅総合再生事業（再生マスターplan）を見直し、県の地域住宅計画との整合を図りながら市営住宅の統廃合や跡地の利活用を検討します。

6 市街地整備

鉄道駅周辺の交通の利便性を図るとともに、市街地再開発事業等の適用を検討し、再編整備を推進します。駅前広場においては、人々の交流が図れる計画的整備により市街地としての活性化を推進します。また、鉄道等により分断されている市街地については、地区間のコミュニティ形成や利便性の向上のため、連絡路等の整備を検討します。

7 景観まちづくり

美しく魅力的なまちの創出、うるおいとゆとりのある景観づくりのためには、自分たちのまちを自分たちで創り守るという市民意識の醸成が必要不可欠となります。歴史、文化、自然環境と調和した景観の保全と創造に向け、屋外広告物を適切に規制・誘導するなど、良好な景観形成への取組みを推進します。

第6章 未来を拓き躍動する産業交流都市

まちが元気であるためには、地域産業の進展を図らなければならないことから、産業のさらなる振興をめざし、多彩な産業の育成、誘導を進め、企業活動の拡大、充実を図り、地産地消の推進に取組み、いきいきとした元気のあるまちづくりを進めます。

また、観光や地域交流を振興し、にぎわいのあるまちづくりを進めます。

第1節 伝統的、先端的な産業の振興

1 農業

農業従事者の高齢化と後継者不足にともない、遊休農地や耕作放棄地が増え、農地転用とも相まって農地の点在化が進んでいるなか、農業振興に向け、生産基盤の整備、担い手の育成、遊休農地の解消に取組みます。

2 水産業

関係機関との連携のもとに種苗放流事業などを実施し、水産資源の維持、培養、漁場の再生産力の強化に努め、「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」の定着や付加価値の高い品目の育成を図り、資源管理型漁業をめざします。

また、担い手の高齢化や後継者不足を解決するため、漁業経営の安定と近代化・合理化を図り、魅力ある環境づくりに努め、生産から販売に至る効率的なルートの整備を進めます。

3 工業

地域技術を活用したものづくり産業の継続的な活動を維持するため、県及び高砂商工会議所と連携して、新産業の創出や新技術の開発を支援していくとともに、産業活力再生地区への企業誘致を促進し、基幹産業として育成します。また、退職者の技術・技能を活かせる各種支援制度の構築に努めます。

4 商業

市内消費活性化事業等を実施し、商業を活性化します。また、高砂商工会議所等商業団体や商店街との連携により、商店街活性化事業活用の研究や研修等を行います。国・県及び市の融資制度活用のPRを行い、融資を推進するなど、商業の振興を図ります。

第2節 勤労者対策の充実

1 勤労者対策

雇用情勢の変化により、就労状況が厳しくなるなか、関係機関との連携のもと、労働環境を整備し、女性、高齢者、若年者、障がい者など多様な市民がそれぞれの能力を発揮し、**いきいき**と働く社会の実現をめざします。また、雇用の確保や勤労者福祉の充実に努めます。

第3節 地域資源を活かした観光の振興

1 観光

来訪者にとっても地元市民にとっても魅力を感じ、集客につながる観光資源やルートの再構築を検討します。また、**高砂市観光協会**等関係機関と連携した観光案内施設の整備も検討します。

2 地域交流

観光の形態の多様化に対応し、新たな地域交流の創出を支援します。広域展開を図るための基盤整備、交流拠点の形成、地域のブランド化、新たな地域文化の創造を通して、観光や産業とも連動した活性化を図ります。

第7章 親しみある簡素で開かれた地域経営都市

市民にわかりやすく透明性のある行財政運営を図り、地域の市民生活に根ざした都市を創出していくため、計画の推進に向けた評価、見直しを徹底し、効果的で効率的な行政経営を推進します。

また、広域的な視点に立ったまちづくりを進めるとともに、情報化社会に対応した行政サービスの提供に努めます。

第1節 効率的な執行体制の整備

1 行財政運営

持続的な健全経営を保障できる体制づくりを進め、「高砂再生」を図るための行財政改革を推進します。財源の裏づけのある実効ある計画行政を実現し、NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）※1の考え方を取り入れ、地域経営視点での行財政運営を図ります。

2 組織・人事管理

多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、職員の政策形成能力、業務遂行能力を高め、適正な定員管理、適材適所の人事配置を推進するとともに、スリムで機能的な執行体制の確立をめざします。

3 事務管理

施策・事業については、事業仕分けの考え方に基づき見直します。

複雑かつ多様化する行政需要に対し、迅速かつ的確な市民サービスを提供するため、広範囲な行政分野における高度情報化を推進します。

市民サービスの拠点としての庁舎の整備をめざします。

※1 NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）

民間企業における経営理念、手法、成功事例などを公共部門に適用し、そのマネジメント能力を高め、効率的で質の高い行政サービスの提供をめざすという考え方

第2節 広域連携、情報化の円滑な推進

1 広域行政

市民のライフスタイルの変化に伴う生活圏の拡大や地方分権社会の進展による新たな行政ニーズに的確に対応するため、自治体間の連携を強化し、共通の地域課題への取組みを進めます。また、各市町の施設や資源を相互に活用するなど、広域ネットワークの充実による行政サービスの向上と広域の利点を生かした効率的、効果的な行政運営を推進します。

2 情報施策

情報化社会がさらに進むなか、情報発信手段のホームページを充実し、市の情報を積極的に市内外に発信します。また、電子申請システムの普及啓発に努め、行政手続きの電子化を推進し、市民サービスの向上を図ります。